

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事等関係機関から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 28 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

I 令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和6年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	36	19	7	10
指導事項	69	50	11	8
検討事項	0	0	0	0
計	105	69	18	18

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年3月3日及び同月4日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和6年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

危機管理部

機関名	監査結果	講じた措置
消防学校	公務中に刈払機を操作した際、石が飛散したことにより車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として39,000円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。	当該事案は、校内で職員が刈払機を使用して除草作業を行った際、小石等の飛散防止対策を取らなかったため、起きた事故である。 事故の発生を受け、刈払機を使用した職員に対し、総括安全衛生管理者総務部長通達の「職務による刈払機の使用について」を利用し、研修を行ったほか、作業時の事故防止対策等を講じるため、令和5年9月25日策定の「刈払機による除草作業実施要領」を修正し、除草作業実施前後に除草作業実施票を作成して、決裁を取らせることとした。 また、刈払機を使用して除草作業を行う

		職員に対しては、民間業者主催の「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を必ず受講させることとした。 さらに、職員に対して毀損事故防止について周知徹底を図り、再発防止に努める。
--	--	---

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
美術館	公務中に傾斜型覗きガラスケース 2 台を損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料981,200円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該事案は、美術館の展示会場で使用中の 2 台のガラス面に、使用者が注意書きラベルを貼ろうとした際、ガラス面の上でカッターによるラベルの切取作業を行ったことによりガラスケースを損傷させたものである。 事故の発生を受け、ガラスケースを扱う学芸員全員に対し、ガラス面の上では作業を行わないなど、取扱いについての研修会を行い、事故防止について徹底した。 また、展示器具の取扱いチェックリストを作成し、職員に対し周知するなど、再発防止に努めた。
現代陶芸美術館	行政財産の目的外使用に係る使用料及び管理費の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、許可日（令和 5 年 4 月 1 日）から 1 か月以上経過した後、に収納されていたので、今後は適正に処理されたい。	本案件は、ミュージアムショップの設置に係る行政財産の目的外使用料及び管理費の収入事務において、担当者が年度当初に行うべき事務の把握が不十分であったことから、納入通知書の発布が遅延し、調定日から 1 か月以上経過した令和 5 年 5 月 31 日に収納がされたものである。 再発防止策として、年度当初に起案する定例的な支払、収入事務については、案件ごとに一覧にまとめ、事前決裁書、支出金調書及び調定決議書兼収入金調書に添付し、係内で共有するとともに複数の職員によるチェックを徹底する。

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
多治見土木事務所	納入者から現金の納付を受けたときは、これを収納し、3 枚複写で原符、原符（写）及び領収証書が編てつされ、一連番号を記載した綴りとなって	本事案は、担当者が、現金（証券）領収証書を書き損じた場合の正しい処理方法等について認識・確認をしていなかったこと、また出納員も、当該職員から引き受けた現金（証

	いる領収証書を納入者に交付することとなっている。 公文書等の写しの供与に要する費用の収入事務において、現金（証券）領収証書の取扱いについて、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 3枚複写ごと綴りから切り取られたものが3件あった。 2 原符（写）及び領収証書が綴りから切り取られたものが2件あった。 3 領収証書が綴りから切り取られたものが1件あった。	券）領収証書の記載及び保管の状況を十分に確認していなかったことにより発生した。 本事案について、課内職員に周知し、正しい処理方法について再確認するとともに、事務引継書に明示し、引継を確実に実施するよう徹底した。 今後、現金（証券）領収証書を交付する際 に書き損じが発生した場合には、担当者だけでなく複数人でチェックすることを徹底し、再発防止に努める。
--	--	--

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
各務原高等学校	自動販売機設置に係る土地貸付料の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、調定日から1か月以上経過した後 に収納されていたので、今後は適正に処理されたい。	当該案件は、担当者が納入通知書の発付を失念したことによるものである。 指摘を踏まえ、年度当初に処理すべき事務をリスト化し、事務室内で共有することでチェック体制の見直しを行った。 今後は、会計員及び出納員による確認を徹底し、再発防止に努める。
東濃高等学校	公務中に刈払機を操作した際、石が飛散したことにより車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として215,941円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	本案件は、職員駐車場と生垣を介した歩道周辺で、職員が刈払機で除草作業をした際、補助員による防護措置なしで単独で作業を行ったことにより発生したものである。 事故の発生を踏まえ、除草作業場所の状況に応じ、飛散防止用ネット等を使用するほか、刈払機操作者のほかに補助員を配置し2人一組で行うこと、作業実施前にあらかじめ飛散しそうな小石等を除去し、作業区域から15m以内に人や車両などが存在しないことを確認するよう徹底した。また、刈払機を直接使用する職員は、事前に除草作業の場所や事故防止対策等について、校長、教頭、事務長のうち1名に報告し、確認・承認を経ることとした。 今後も引き続き、事故防止対策等に基づいた作業について注意喚起を行い、再発防

		止に努める。
中津商業高等学校	体育の授業としてソフトボールを実施する際、生徒の打球により、グラウンドに隣接した職員駐車場に駐車中の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として249,656円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	本事案は、ソフトボールを行った場所が、防球ネットの一番高いところを選定したものの、職員駐車場に一番近いところであったため発生したものである。 事故の発生を踏まえ、本校のソフトボールの授業は、職員駐車場から離れた、ホームベースが設置されている場所でのみ実施することとした。 また、職員会議において、ソフトボール等球技の授業を行うときは、事故防止と一層の安全配慮を心掛けるよう注意喚起し、職員による毀損事故防止の徹底を図った。

（２）監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜県税事務所	物品の管理事務において、購入した公用車4台の取得価格を1台当たり1,411,520円として物品登録すべきところ、諸費用52,800円を含めた1,464,320円で物品登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	購入した公用車4台について、令和7年1月16日に、取得価格から諸費用を差し引き、1台当たり1,411,520円として物品登録の修正を行った。 今回の事案は、公用車登録時に必要となる車庫証明手続代行費用や納車費用などの諸費用も取得価格に含めると誤認していたことによるものである。 今後は、岐阜県会計規則だけではなく、総合財務会計システムFAQについても確認するほか、複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止を図る。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
関保健所	物品の管理事務において、購入した公用車の取得価格を1,782,740円として物品登録すべきところ、諸費用54,260円を含めた1,837,000円で物品登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	今回の事案は、物品登録する際の自動車の取得価格は登録諸費用等を差し引いた金額とすることとしている「総合財務会計システムFAQ」を誤認し、自賠責保険料、検査登録手続法定費用、リサイクル料金、資金管理料金は差し引いたものの、その他法定費用以外の納車手続に係る代行費用等について差し引かなかったことによるもの

		である。 購入した公用車の取得価格を1,782,740円として、令和6年10月15日、物品登録の修正を行った。 今回の事案を会計事務担当者、上席の係長、出納員で共有するとともに、複数の職員でのチェックを徹底し、再発防止に努める。
--	--	---

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
郡上土木事務所	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、令和4年12月1日施行の岐阜県会計規則取扱要領の一部改正を認識しておらず、改正前の同要領に基づき、物品処分等調書の決裁をもって不用決定を行ったものとみなし、処分を行ったことが原因である。 今後は、物品処分を行う際は、関係規程の改正の有無を確認するとともに、「物品処理フロー図」に基づき、複数の職員でのチェックを徹底し、再発防止に努める。
多治見土木事務所	物品の管理事務において、購入した公用車2台の取得価格を1台当たり1,630,200円として物品登録すべきところ、諸費用52,800円を含めた1,683,000円で物品登録をしていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	本事案は、自動車を物品登録する際には、納車手続に係る登録諸費用等（手続代行費用等）を差し引いた金額とすることとしている「総合財務会計システムFAQ」を、担当者、その他会計員及び出納員が認識していなかったことにより発生した。 今後は、本事案を関係職員に共有し、適正に物品登録されているかについて担当者、その他会計員及び出納員等の複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。
高山土木事務所	土石等採取料に係る4件の収入事務において、岐阜県流水占用料等徴収条例に基づき、納入通知書の納期限を令和5年4月20日とすべきところ、令和4年4月20日としていたので、今後は適正に処理されたい。	本事案は、年度を跨ぐ土石等の採取の許可に係る土石等採取料の調定に関するもので、許可期間が年度を跨ぐ場合は、採取計画に応じてその年度毎に土石等採取料を調定する必要があるが、令和5年度の調定にあたり、令和4年度の調定を参考に入力したことから、納期限の設定を誤り、また、正誤の確認も怠ったものである。 今後は、調定決議の審査において、納期限の設定にあたり、出納員を含め複数の職

		員で確認を行い、再発防止に努める。
--	--	-------------------

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
各務原高等学校	物品の管理事務において、タブレット1台（取得価格70,785円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	当該案件は、教員が教室での授業後、保管場所である執務室以外の場所に置き忘れたことにより発生したものである。 当該教員に指導を行うとともに、県有物品の紛失、破損時における取扱いについて、職員会議等で全職員に周知徹底を行った。 今後は、台帳を基に管理職が随時現物確認を行うことを徹底し、定期的に注意喚起を行い、再発防止に努める。
岐阜農林高等学校	防犯カメラの運用事務において、「学校に設置している防犯カメラについて」の通知に基づき、防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の職名の表示を行うべきところ、当該表示が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	本事案は、本校で定めている「防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領」の規定を十分に理解していなかったことが原因であった。 このため、同要領を関係職員で再確認し、防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の職名を令和6年12月23日に表示した。 今後は、生徒支援部長が安全点検等の際に上記の表示が容易に視認できるかチェックし、再発防止に努める。
関有知高等学校	家庭情報総合実習室PC等機器一式の購入に係る契約保証金納付免除事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 当該契約は一般競争入札により行われているため、契約保証金の納付の免除に係る決裁の時期について、契約の相手方及び契約金額が決定した後に行うべきところ、入札前に行う入札参加資格の確認の決裁時において免除の意思決定がなされていた。 2 契約金額が500万円以上の契約であることから、免除の決裁	本事案は、契約保証金免除に係る事務を十分に理解していなかったことが原因であったため、指導を受け、会計員及び出納員が、契約事務について、岐阜県会計規則、同取扱要領及び審査の手引きにより再確認した。 今後は、契約を含む会計事務全般において岐阜県会計規則及び同取扱要領を遵守するとともに、会計員及び出納員が審査の手引き等を活用し、複数人で確認しながら確実に事務を行うようチェック体制を強化し、再発防止に努める。

	にあたって、契約保証金納付免除伺書作成要領に基づき契約保証金の納付を免除することができる場合に該当することの説明等を記載した伺書を作成すべきところ、これが行われていなかった。	
	物品の管理事務において、令和5年度の現物実査実施計画書では実査担当者を指定し、現物実査を行うこととしているが、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現物実査の対象物品に係る供用主任者と同一の者が実査担当者に指定されているものがあった。 2 現物実査実施要領に定められた現物実査実施確認書が作成されておらず、どの職員がいつ実査を行ったかが明確ではなかった。	本事案は、出納員及び担当者が物品の現物実査要領で定められている事務手続を十分に理解していなかったことが原因であったため、同要領で示す現物実査の手順について再確認を行った。 今後は、同要領に基づき、現物実査実施計画書及び確認書提出時に、出納員及び担当で記載内容について確認を徹底し、再発防止に努める。
東濃高等学校	外部記録媒体の管理事務において、「学校に設置している防犯カメラについて」の通知に基づき、防犯カメラ及びSDカードを1か月ごとに現物確認すべきところ、令和5年度中の現物確認が一度もされていなかったため、防犯カメラによって撮影された画像等の漏えい、滅失又は毀損防止その他画像等の安全管理のために必要な措置の徹底を図られたい。	本案件は、「学校に設置している防犯カメラについて」の通知を十分に理解していなかったため、防犯カメラ及びSDカードの利用に当たり、1か月ごとに現物確認を行っていないものである。 今後は、同通知に基づき、1か月ごとに操作取扱者による防犯カメラの現物確認及び情報セキュリティ取扱管理者による外部記録媒体利用記録簿での許可・確認を徹底し、防犯カメラによって撮影された画像等の漏えい、滅失又は毀損防止その他画像等の安全管理に努める。
瑞浪高等学校	外部記録媒体の管理事務において、「学校に設置している防犯カメラについて」の通知に基づき、防犯カメラ及びSDカードを1か月ごとに現物確認すべきところ、令和5年度中の現物確認が令和5年5月15日以降されてい	本事案は、「学校に設置している防犯カメラについて」の通知を十分に理解していなかったため、防犯カメラ及びSDカードの利用に当たり、1か月ごとに現物確認を行っていないものである。 指導を踏まえ、同通知を関係職員で再確

	かったので、防犯カメラによって撮影された画像等の漏えい、滅失又は毀損防止その他画像等の安全管理のために必要な措置の徹底を図られたい。	認し、令和6年6月23日に「USBメモリ及びその他の外部記録媒体管理台帳」に記載した。 今後は、1か月ごとに操作取扱者による防犯カメラの現物確認及び情報セキュリティ取扱管理者による外部記録媒体利用記録簿での許可・確認を徹底し、再発防止に努める。
--	---	--